

津市監査委員告示第5号

令和元年8月20日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づく監査の結果を、令和元年10月15日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

令和元年10月24日

津市監査委員 大 西 直 彦

津市監査委員 駒 田 修 一

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 佐 藤 有 毅

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求書は、令和元年8月20日に受理した。

2 請求人の住所・氏名

津市 村田 正人

3 請求の概要

本件監査請求書、事実を証する書面、令和元年9月5日付けで提出された補充書及び令和元年9月26日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

(1) 主張の要旨

70歳から74歳の市民に交付している高齢受給者証と健康保険証を、カードサイズの「被保険者証兼高齢受給者証」として一体化しないまま、令和元年8月1日以降、カードサイズの被保険者証とは別に、はがきサイズの高齢受給者証を作成・発行していることは、はがきサイズの高齢受給者証の作成・配布につき無駄な公金の支出であり、地方自治法（以下「法」という。）第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」との規定に反する違法行為である。

(2) 主張の理由

ア 津市長は、平成30年8月1日以降分として、請求人に対して、はがきサイズの高齢受給者証を郵送し、爾来、はがきサイズの高齢受給者証の原本を提示して医療機関を受診するように指示している。

イ はがきサイズの高齢受給者証は、カードサイズの国民健康保険証と異なり、財布に収納できず、不便極まりない代物である。しかし、これを提示しないときは、預り金を納めるなどの余計な手間がかかるため、請求人は、津市に対し、カードサイズの高齢受給者証を交付するか、カードサイズの被保険者証と高齢受給者証の一体化したものを交付するか、いずれかの措置により、高齢者が被る著しい不便をなくすように、昨年10月以降、強く要請してきたが、津市は、言を左右にして、これに応じようとしない。そのみか、令和元年8月1日以降分の高齢受給者証も、相変わらず、はがきサイズの高齢受給者証を郵送してくる有様で、今後、1年間、再び、昨年と同様の著しい不便を

余儀なくさせている。

ウ 請求人のような有職者にとっては、69歳までと同様、3割負担であり、高齢受給者証をわざわざ所持して提示するメリットは何もない。それにもかかわらず、医療機関で受診する際には、原本を月初めの診察において常に提示しなければならないことは、不便極まりないことである。

エ はがきサイズの高齢受給者証が不便で不合理であることは、同じ年齢の多くの国民が感じていることであり、請求人のみが不満を感じているものではない。このことは、多くの市町で、同様の要請があることがインターネット上で公表されていることから明らかである。総務省行政評価局は、国民健康保険における高齢受給者証の交付に関する行政相談を受け、行政苦情救済推進会議に諮り、その意見を踏まえて、平成30年3月13日、厚生労働省に対し、被保険者証と高齢受給者証の一体化を推進する必要があるとのあっせんをしている。

オ 厚生労働省は、上記を踏まえ、平成30年7月30日に公布され、平成30年8月1日から施行することとされた国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令において、被保険者証兼高齢受給者証（一体証）を被保険者証のの様式として規定するとともに、被保険者証兼高齢受給者証（一体証）の様式例を規定し、一体化の取組を推進するための規定の整備を行った。

カ 一体化の時期は市町村によって異なるものの、青森県においては、平成30年8月1日以降、一部の市町村で一体化がなされ、令和元年8月1日以降、全ての市町村で一体化が完全施行されている。

三重県内において被保険者証と高齢受給者証の一体化を予定している市町は、令和2年度導入予定は、伊勢市、松阪市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市など17市町であり、令和2年度でも導入予定がないのは、津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市など12市町及び4国民健康保険組合である。津市の導入予定は明らかにされていない。

キ 津市は、平成31年4月1日付けの委託契約書により、株式会社三重電子計算センターに対し、平成31年度基幹情報システム運用にかかるバッチ業務委託（以下「業務委託」という。）について一括業務委託をしたが、このうち高齢者作業にかかる分は、107万540円である。

ク 決裁権者は、津市事務専決規程別表第1、専決事項28(10)委託料、イその他の委託料、1,000万円以上のものに該当するから、副市長である。

ケ 青森県のみならず、全国の多くの市町村で一体化を実現している中、県庁所在地である津市において旧態依然であるのは、作成・発送に関する公費の無駄遣いであり、また、はがきサイズの高齢受給者証の所持をさせていることは、70歳から74歳の市民に対する年齢差別に他ならず、「住民の福祉の増進」にも著しく反する違法行為の繰り返しである。高齢受給者証の一体化の不実施で著しい不便を被り、年齢差別を受けている津市民は、1万5,000人に達する。

コ 津市の対応は、遅きに失する怠慢である。厚生労働省においても、経費の削減の面からも、高齢受給者証と健康保険証の一体化を通達している。

(3) 求める措置の内容

はがきサイズの高齢受給者証を作成・配布するための公金支出は、法第2条第14項の規定に反する違法行為であることから、速やかに、高齢受給者証と健康保険証をカードサイズに一体化するよう市長に勧告せよ。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めたときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法若しくは不当な行為に当たるか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局を健康福祉部保険医療助成課とし、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員の陳述を聴取した。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、健康福祉

部保険医療助成課が提出した関係書類、陳述の内容等により確認した事実の概要は次のとおりである。

(1) 高齢受給者証について

国民健康保険事業は、国民健康保険法等の法律・政令に基づき、地方公共団体に事務処理が義務付けられた自治事務である。

高齢受給者証は、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「規則」という。）第7条の4の規定に基づき、市町村が、国民健康保険に加入している70歳から74歳までの当該市町村に住所を有する世帯主に対し、有効期限を定め、一部負担金の割合（自己負担割合）を記して交付されるものである。

津市における有効期限については、被保険者が療養の給付を受けた日が7月以前か、8月以降かにより、一部負担金の算定基礎とする所得の範囲が異なるため、8月1日から翌年の7月31日までとしている。

高齢受給者証で医療を受ける期間は、70歳の誕生日の翌月（1日の場合は当該月）からとなっており、高齢受給者証は、新たな対象者向けに毎月作成、郵送されており、毎年7月には既対象者向けに年度更新分が作成、郵送されている。

高齢受給者証の様式については、平成30年7月の規則改正により、規則第6条の規定に基づく被保険者証と高齢受給者証が一体となったカードサイズのもの（様式第一号の二の二）、規則第7条の4の規定に基づくはがきサイズのもの（様式第一号の四）及びカードサイズのもの（様式第一号の五）が定められており、これらの中から、各市町村が一つの様式を選択するものとなっている。

(2) 高齢受給者証作成に係る委託契約について

はがきサイズの高齢受給者証作成に係る委託契約については、総務部情報企画課において契約締結が行われた業務委託に含まれている。

総務部情報企画課において、平成31年度一般会計及び関係特別会計当初予算議決後に、副市長を決裁権者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約により、見積徴取業者を株式会社三重電子計算センターとして、平成31年3月27日付けで執行伺いの決裁がなされ、同年4月1日付けで、見積結果317,793,290円にて、同社との契約締結の決裁がなされている。

(3) 高齢受給者証作成に係る委託料の支払いについて

平成31年4月分から令和元年7月分までの高齢受給者証作成に係る委託料については、次のとおりとなっている。

- ア 4月分 17,611円
- イ 5月分 18,030円
- ウ 6月分 17,517円
- エ 7月分 960,195円

(4) 高齢受給者証に係る郵送料の支払いについて

平成31年4月分から令和元年7月分までの高齢受給者証に係る郵送料については、次のとおりとなっている。

- ア 4月分 19,256円
- イ 5月分 18,505円
- ウ 6月分 16,595円
- エ 7月分 940,414円

(5) 被保険者証と高齢受給者証の一体化について

ア 基幹情報システムの改修について

現在の株式会社三重電子計算センターの基幹情報システム（以下「システム」という。）における高齢受給者証の様式は、規則第7条の4の規定に基づくはがきサイズのもの（様式第一号の四）となっている。システムの契約期間は、令和3年3月末までとなっており、令和2年度から一体化するためには、令和元年度に被保険者証の有効期限を9月30日から7月31日に変更するシステム改修と、令和2年度に被保険者証と高齢受給者証の有効期限を8月1日から7月31日までの期間で一体化するシステム改修を行う必要がある。

株式会社三重電子計算センターの見積による改修費用は、令和元年度が1,749,600円、令和2年度が1,188,000円で、総額2,937,600円となっている。

システム改修にあたっては、改修経費が三重県からの交付金対象となっているが、交付要領が定まっておらず、交付率等は不明である。

イ 津市における一体化の時期について

健康福祉部保険医療助成課においては、システム改修費用と新システム導入等から総合的に検討した結果、令和2年度からの一体化は見送ることとし、新システム導入後、速やかに一体化作業を進めることとしている。

なお、現在のシステムの契約期間は令和3年3月末となっているが、令和3年4月以降は、1年間の再リース契約を予定しており、新システム導入の時期は、現時点では未定である。

ウ 他市町村における一体化の取組について

平成30年3月に総務省行政評価局から「被保険者証と高齢受給者証の一体化を推進する必要がある」とのあっせん文書を受けた厚生労働省が、平成30年7月30日付けで「国民健康保険における被保険者証と高齢受給者証の一体化の推進について」と題する文書を出し、全国の市町村で、一体化に向けた取組が推進されている。

三重県内の市町においても、令和2年度から17市町が一体化した被保険者証兼高齢受給者証の交付を予定している。

2 結論

監査の結果、本件監査請求について、次のとおり判断した。

(1) 本件監査請求の適法性に係る判断

本件監査請求は、住民監査請求の対象とする財務会計行為に係る請求であることから、適法な監査請求であると判断したので、監査の対象とした。

(2) 適法な監査請求に係る判断

適法な監査請求に係る請求人の主張は、認めることができないものと判断した。

3 結論に至った理由

請求人は、全国の多くの市町村で一体化が実現していること、厚生労働省が、経費削減の観点から一体化を推進するよう通達を出しているにもかかわらず、県庁所在地の津市において、70歳から74歳の市民に、はがきサイズの高齢受給者証を所持させていることは、遅きに失する事務の怠慢、当該世代に対する年齢差別であり、法第2条第14項に反する違法行為であると主張する。

また、はがきサイズの高齢受給者証を作成・交付するための公金支出は、法第2条第14項の規定に反する違法行為であることから、速やかに高齢受給者証と健康保険証をカードサイズに一体化するよう市長に勧告せよと主張する。

裁判例では、法第2条第14項の規定は、「地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的

指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。」とされている（平成17年7月27日大阪高等裁判所判決）。

そこで、請求人の主張が、法第2条第14項の規定に反する違法行為に当たるのか、以下のとおり検討する。

請求人は、一体化の推進を求める厚生労働省の通達に従っていないことを理由に、津市の対応は遅きに失する事務の怠慢、当該世代に対する年齢差別であると主張しているが、当該文書の内容は、法的根拠に基づかない通知、周知を促す文書に過ぎず何ら法的拘束力があるものではない。国民健康保険事業は、市町村が法律・政令に基づき事務処理を行う自治事務であり、法的拘束力のない当該文書に従っていないことをもって、法第2条第14項の規定に反する違法性があるとは言えない。

次に、どのような高齢受給者証を作成・交付するかは、規則で定められた3つの様式の中から、自治事務を実施する市町村が判断するものであり、様式第一号の四を選択し、はがきサイズの高齢受給者証を作成・交付することは、長に与えられた裁量権の範囲内であることは言うまでもない。津市においては、様式第一号の四を選択している以上、はがきサイズの高齢受給者証の作成・交付に係る公金の支出については当然に必要となることから、当該公金の支出について、長の判断が著しく合理性を欠き、裁量権の逸脱・濫用が認められる余地もない。

また、はがきサイズの高齢受給者証の作成は、津市事務専決規程に基づき、決裁権者を副市長とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約によって適法に契約締結された業務委託に含まれた業務となっており、契約行為においても、長の裁量権の逸脱・濫用は認められない。

したがって、はがきサイズの高齢受給者証の作成・交付に係る公金の支出が、法第2条第14項の規定に反する違法行為であるとは認められない。

よって、請求人の主張は理由がないものと判断した。

第4 意見

監査の結果、はがきサイズの高齢受給者証を作成・交付する公金の支出は、違法な支出には当たらず請求人の主張は理由がないものであったが、請求人が主張するとおり、厚生労働省からの通知に基づき、先進県の市町村をはじめ、三重県内の市町においても一体化に向けた取組が進んでいることから、高齢受給者証の携帯及び医療費支払時の利便性向上に向け、できる限り早期の一体化に取り組まれない。

以上